

千葉市中小企業者事業継続給付金 F A Q 一 覧

令和2年9月17日時点

| No. | 種別 | 件名 | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------------------------|---|---|-----|------|-----|--------------------------|--------|-----------------------------|-------|--------------|--------|--------------------|-------|-----------|-------|----------------------------------|------|----------------|-------|--------------------|
| 1 | 制度 | 「常時使用する従業員」とは。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）となり、基本的に事業主や法人の役員は含まれず、予め解雇予告が必要な正規社員などが該当します。 ・パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等については、予め解雇の予告が必要か否かにより、従業員数を記載してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 制度 | 千葉県中小企業再建支援金の対象拡大に伴い、県支援金を受給（申請）した場合は、本市給付金の重複受給（申請）は可能か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県中小企業再建支援金を、事業収入減少率50%未満での要件（本年6月以降の連続する3カ月の事業収入が対前年同月比30%以上減少する場合）により受給（申請）した場合は、本市の給付金との重複受給が可能です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 申請 | 申請手続の方法を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、①オンライン申請、又は②郵送申請の2つの方法のみとし、対面による申請窓口はありません。 ※産業支援課での申請書類のお預かりはできませんので、いずれかの方法により申請をお願いします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 申請 | 申請書の取得方法を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・9月11日から、市ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。 ・9月14日から、下記の窓口において申請書を配布しております。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">配布場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>2F モノレール連絡通路側出入口すぐのカウンター</td> </tr> <tr> <td>中央3区役所</td> <td>2F セーフティネット認定申請臨時受付窓口（旧風月堂）</td> </tr> <tr> <td>中央区役所</td> <td>まほーる1F 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>花見川区役所</td> <td>1F 情報コーナー、2F 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>稲毛区役所</td> <td>1F 情報コーナー</td> </tr> <tr> <td>若葉区役所</td> <td>1F ロビー（地域振興課相談班前のテラス置場）、3F 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>緑区役所</td> <td>2F 正面玄関右側テラス置場</td> </tr> <tr> <td>美浜区役所</td> <td>1F 情報コーナー、3F 地域振興課</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 配布場所 | 本庁舎 | 2F モノレール連絡通路側出入口すぐのカウンター | 中央3区役所 | 2F セーフティネット認定申請臨時受付窓口（旧風月堂） | 中央区役所 | まほーる1F 地域振興課 | 花見川区役所 | 1F 情報コーナー、2F 地域振興課 | 稲毛区役所 | 1F 情報コーナー | 若葉区役所 | 1F ロビー（地域振興課相談班前のテラス置場）、3F 地域振興課 | 緑区役所 | 2F 正面玄関右側テラス置場 | 美浜区役所 | 1F 情報コーナー、3F 地域振興課 |
| 施設名 | 配布場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本庁舎 | 2F モノレール連絡通路側出入口すぐのカウンター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央3区役所 | 2F セーフティネット認定申請臨時受付窓口（旧風月堂） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央区役所 | まほーる1F 地域振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 花見川区役所 | 1F 情報コーナー、2F 地域振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 稲毛区役所 | 1F 情報コーナー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉区役所 | 1F ロビー（地域振興課相談班前のテラス置場）、3F 地域振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑区役所 | 2F 正面玄関右側テラス置場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美浜区役所 | 1F 情報コーナー、3F 地域振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 申請 | 個人事業主の場合、申請書等に記載する所在地は、事業所所在地または自宅の住所のどちらを記載すればよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所所在地を記載願います。 ・なお、申請書（様式第1号）の「1 申請者の概要」における申請者種別の個人事業主の欄のみ、別途提出いただく本人確認証の写しと同じ住所の記入をお願いします。 ※確定申告書等の資料に記載された事業所の住所と申請書上の所在地が異なる場合には、その事情に応じ、別途書類を提出いただく可能性がございます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 申請 | 個人事業主における主たる事業所とは何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合における本店や本社と同じ意味です。 ・原則、所得税の確定申告書等に、事業所所在地をどのように申告されているかで判断いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 申請 | 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門別などでの申請はできません。 ・このため、事業所が千葉市内に複数ある場合においても、給付額は一律20万円となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 申請 | 申請書には、いつ時点の従業員数を記載すればよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書における従業員数は、申請日時点の従業員数としてください。 ・ただし、『申請時の添付書類上の従業員数』>『申請日時点の従業員数（申請日時点の従業員数により、はじめて中小企業者に該当する場合）』は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 申請 | 誓約書・同意書、事業収入比較表は、所在地や名称も自署する必要があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地、名称の欄は、押印による記載でも構いません。 ・ただし、代表者職・氏名の欄については、必ず自署してください。（法人等の場合は代表者の自署、個人事業主は本人の自署） ・オンライン申請の場合には、自署した書類をスキャンニングなどにより、PDFなどの電子データに変換していただき、その後、申請画面上で添付していただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 申請 | 申請手続上、押印は必要か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に押印は不要です。 ・ただし、事業収入比較表と誓約書・同意書については、代表者職・氏名の欄のみ自署が必要となります。（法人等の場合は代表者の自署、個人事業主は本人の自署） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 申請 | 代理での給付金の受け取りは可能か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。 ①委任状（委任者・受任者双方の署名または記名押印、「給付金の受け取り」を委任する旨の記載） ②委任者・受任者の顔写真付き本人確認書類の写し ③代理受取口座の通帳又はキャッシュカードの写し ・なお、法人の場合において、代表者個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 種別 | 件名 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 12 | 申請 | 事業収入比較表はどのように記載したらよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・社内で管理されている決算資料や売上台帳等をもとに、2019年1月～2020年の申請時の直近月（月次収入の締めが完了している月）の事業収入を記載してください。 ・算出された減少率が、①50%以上の月が無い、②すべての月が20%未満ではない場合、給付対象となります。 ・なお、50%以上の月があった場合は、本市給付金は対象外となりますが、国の持続化給付金等の対象となりますので、そちらをご利用をお願いします。 |
| 13 | 申請 | 令和元年7月に開業（事業承継等）した場合、事業収入比較表はどのように記載したらよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・社内で管理されている決算資料や売上台帳等をもとに、2019年1月～12月は、開業前（事業承継等）で事業収入が発生していない2019年1月～6月を含めて、2019年7月～12月の月平均事業収入の額を各月に記載してください。 ・2020年1月～申請時の直近月（月次収入の締めが完了している月）は、実際の事業収入を記載してください。 ・算出された減少率が、①50%以上の月が無い、②すべての月が20%未満ではない場合、給付対象となります。 ・なお、50%以上の月があった場合は、本市給付金は対象外となりますが、国の持続化給付金等の対象となりますので、そちらをご利用をお願いします。 |
| 14 | 申請 | 確定申告の押印がない場合はどうしたらよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控えに収受印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の年度分の納税証明書（その2所得金額用、事業所得金額の記載のあるもの）をあわせてご提出ください。 ・e-TAXを通じて申告を行っている場合、「受信通知メールの控え」をご提出ください。なお、受信通知はe-TAXのホームページから確認できます。 ※ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものは受信通知メールは不要です。 |
| 15 | 申請 | 法人や個人の確定申告書や市民税県民税申告書などは、いつの年の控えの写しを提出すればよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申告期限が経過しているもののうち、直近の申告書の控えが必要となります。 ・事業活動が継続して行われているかを確認するため、申請日から一番近い時点のものを提出ください。（例 法人税の確定申告書別表一（直近分）、所得税確定申告書（令和元年度）、市民税・県民税申告書（令和2年度分）） ※なお、法令において、申告にかかる猶予を受けていることが証明できる場合にはこの限りではありません。 |
| 16 | 申請 | 確定申告時と給付金の申請時で、法人の代表者が異なる場合はどうしたらよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加資料として、履歴事項全部証明書をご提出ください。（原則3カ月以内のもの、コピーでも可） |
| 17 | 申請 | 所得税がかかっていない、又は少額のため所得税の確定申告書の提出が不要であると言われたため、確定申告書の写しを添付することができない場合はどうしたらよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度分の市民税・県民税申告書の控え（両面）と、収支内訳書の控え（1枚）の写しの提出をお願いします。 |
| 18 | 申請 | 当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、名義人が分かる部分のコピーや画像を提出してください。 ・また、口座名義のカタカナ表記が分かる部分も必ず提出してください。 ※画像データの提出は可能としておりますが、画像が不鮮明だと確認することができませんので、ご提出前に改めてご確認をお願いします。 |
| 19 | 申請 | 本人確認の写しは、何を提出したらよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請の手引きP16に記載のとおり、原則、顔写真付きのもので、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード等（在留資格が特別永住者のものに限る）の写しをご提出いただきます。 ・なお、顔写真付きのものがない場合は、パスポート（顔写真付きページ）又は各種健康保険証（両面）と住民票の写しの提出により、代替することができます。 |
| 20 | 給付要件 | 個人事業主として市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は給付対象になるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主本人の市内居住の要件は定めておりません。 ・個人事業主として主たる事業所を千葉市内に設置し、事業を行っていることが確認できれば給付の対象となります。 |
| 21 | 給付要件 | 市外に事業所があるが、市内在住の場合は対象となるのか。（対象とならない場合は）市民なのに、なぜ対象とならないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該給付金は、千葉市内に本店又は主たる事業所をおく事業者に対し、その事業を今後も継続いただくために給付するものであるため、市外に事業所がある場合は対象となりません。 ・給付要件として、あくまで事業地が千葉市内か否かを確認させていただきますが、一方で、事業主個人の自宅住所が千葉市内なのかどうかは問いません。 |

| No. | 種別 | 件名 | 回答 |
|-----|-------|---|--|
| 22 | 給付要件 | 給付の対象外となるのはどのような場合か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業規模（資本金又は従業員数）が中小企業者の規模を超える場合。 ・寄附金や補助金等の営業外収益を除いた事業収入が無い場合。 ・千葉市内に本店又は主たる事業所が無い場合。 ・今年の全ての月の事業収入が対前年同月比で20%未満減少している場合。 ・今年の事業収入が対前年同月比で50%以上減少している月がある場合。（この場合は、国の持続化給付金等をご利用いただけます） ・個人事業主にあつては、サラリーマン等の被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者の方の場合。 ・性風俗関連業種、公共法人、宗教・政治団体、及び暴力団に関係する場合。 ・国の持続化給付金、千葉県中小企業再建支援金（事業収入減少率が50%以上の場合）、本市給付金を受けている場合（申請中を含む）。 |
| 23 | 給付要件 | 業種の指定はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・給付対象外となる場合を除き、業種の指定は特にありません。 |
| 24 | 給付要件 | 個人の場合で、不動産収入のみを有する場合に、事業収入減少要件を満たす場合には給付を受けられるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象外です。 ・原則として、確定申告書上で事業収入（営業等又は農業）を有する方を対象としております。 |
| 25 | 給付要件 | 昨年中（H31.1～R1.12）に開業した事業者は対象になるか。また、事業収入減少要件の考え方は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象になります。 ・なお、特例として、比較対象となる前年同月が存在しない場合は、今年の任意の一月の事業収入と、開業月から令和元年12月までの月平均事業収入を比較して20%以上50%未満減少している場合も給付対象となります。（ただし、開業月は操業日数に関わらず、一月と見なします） |
| 26 | 給付要件 | R2.1～R2.3に開業した事業者は対象になるか。また、事業収入減少要件の考え方は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象になります。 ・この場合、令和2年4月以降の任意の一月の事業収入が、開業月から3月までの月平均事業収入に比べ20%以上50%未満減少している場合は給付対象となります。（ただし、開業月は操業日数に関わらず、一月と見なします） |
| 27 | 給付要件 | NPO法人や公益法人等については、どのように事業収入減少率を判定をするか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年の1か月当たりの月次の収入を確認できない場合は、令和2年1月から申請月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が、平成31年1月から令和元年12月までの月平均事業収入に比べて20%以上50%未満減少していると認められる場合は、給付対象となります。 ・ただし、ここでいう事業収入とは、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等の株式会社等で営業外収益に当たる金額を除いたものとなります。 |
| 28 | 給付要件 | 被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は対象になるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。 ・また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他の御家族等の収入で生計を立てられているものと見なし、対象外となります。 |
| 29 | その他 | 税金上の取り扱い、課税となるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・この給付金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されます。 ・損金（個人事業主の場合は必要経費）のほうが多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。 |
| 30 | その他法人 | NPO法人であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告が必要ないNPO法人の場合は、事業報告書や活動計算書を提出いただくこととなります。 ※なお、NPO法人の事業報告書は、毎事業年度3か月以内に、前年度の事業報告書を提出することとなっております。具体的な提出方法や内容につきましては、市民自治推進課（TEL 043-245-5664）へご相談ください。 |
| 31 | 申請 | 申請の手引き（冊子）P5を見たが、記載はないが、個人事業主の場合、本人確認の写しの提出は必要か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、<u>個人事業主の場合は、税申告の方法等を問わず、必ず本人確認の写し（原則、顔写真付きのもの）の提出が必要</u>となります。 ・配架済みの申請の手引き（冊子）に記載漏れがありご迷惑をおかけしておりますが、このたび訂正をさせていただきます。 |
| 32 | 申請 | 申請の手引き（冊子）P13を見たが、所得税の確定申告書類の控えの申告年分は「平成」元年分ではなく、正しくは「令和」元年分ではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、<u>正しくは「令和」元年分</u>となります。 ・配架済みの申請の手引き（冊子）に誤植がありご迷惑をおかけしておりますが、このたび訂正をさせていただきます。 |

| No. | 種別 | 件名 | 回答 |
|-----|----|--|---|
| 33 | 申請 | 個人事業主で白色申告を行っており、2019年の月次の事業収入が確認できない場合、事業収入比較表の2019年の各月の事業収入欄には、2019年の月平均事業収入金額を記入しても良いか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年の各月の事業収入については、原則、申請者様の事業収入にかかわる資料をもとに、月次の金額を記載いただく必要がありますが、NPO法人や社会福祉法人のほか、白色申告またはフリーランスの方で、事情により月次の金額が確認できない場合は、2019年の月平均事業収入金額を各月に記載してください。 ・ただし、2020年の各月の事業収入は、月次の金額を記載いただく必要があります。 |